

インボイス開始をチャンスに！選ばれるお店になろう！！

開始前に知っておくべきこと、取り組むべきこと

今回、商業部会では、インボイス制度を知り、令和5年10月1日開始前に、今から知っておくべきこと、取り組むべきことを知っていただくためのセミナーを開催します！

「インボイスは関係ない」と思われている方は多いかもしれませんが。**しかし、飲食店、小売店等を営む皆様にとっても大きな影響を及ぼす制度**です。今回のセミナーでは、あと1年ある準備期間を有効に活用し、小規模な店舗を営む方たちにとって、アクションを起こす“はじめの一步”を踏み出すきっかけとなるような内容を知ることができます。

- ★インボイス開始後、想定される影響★
- ・接待の際、飲食店はインボイス登録店を利用することが多くなる？
 - ・お歳暮等はインボイス登録店で購入？
 - ・タクシー（代行）もインボイス登録店を利用？
 - ・免税事業者も消費税申告が必要？

【開催日】 **令和4年9月7日（水）14時30分から16時00分**

- 【内容】
- ①制度概要 ～インボイス制度とは～
 - ②商店、飲食店、サービス業が今から取り組むべきこと
 - ③自社が消費者となった際に知っておくべきこと
 - ④インボイスをチャンスに！～知っておきたい公的施策等～

【会場】磐田市商工会 本所
(磐田市弥藤太島 515-1)

【講師】アルパーコンサルティング株式会社 **古川忠彦** 氏

【定員】 **30名程度**

【受講料】 無料

【その他】

・ **経理担当者の参加も大歓迎！**

・ 手指消毒、換気など新型コロナウイルス対策を施して開催いたします。

・ 開催当日体調がすぐれない方の来場はご遠慮いただきます。



＜略歴＞ 大学卒業後、(株)TKCに入社。税理士事務所に対するコンサルティング業務等に従事し、2004年同社取締役就任。東日本SCG 営業本部長等を歴任した後、2014年アルパーコンサルティング(株)を設立し独立開業。独立行政法人中小企業基盤整備機構 中小企業支援アドバイザーを務めるなど、小規模事業者の「お困りごと」を支援するため、全国各地でセミナー講師、個社支援に尽力している。

【申し込み方法】 以下欄を記載し、商工会へ FAX(0538-35-4859)または持参してお申込みください。

【申し込み期限】 令和4年8月31日（水）まで

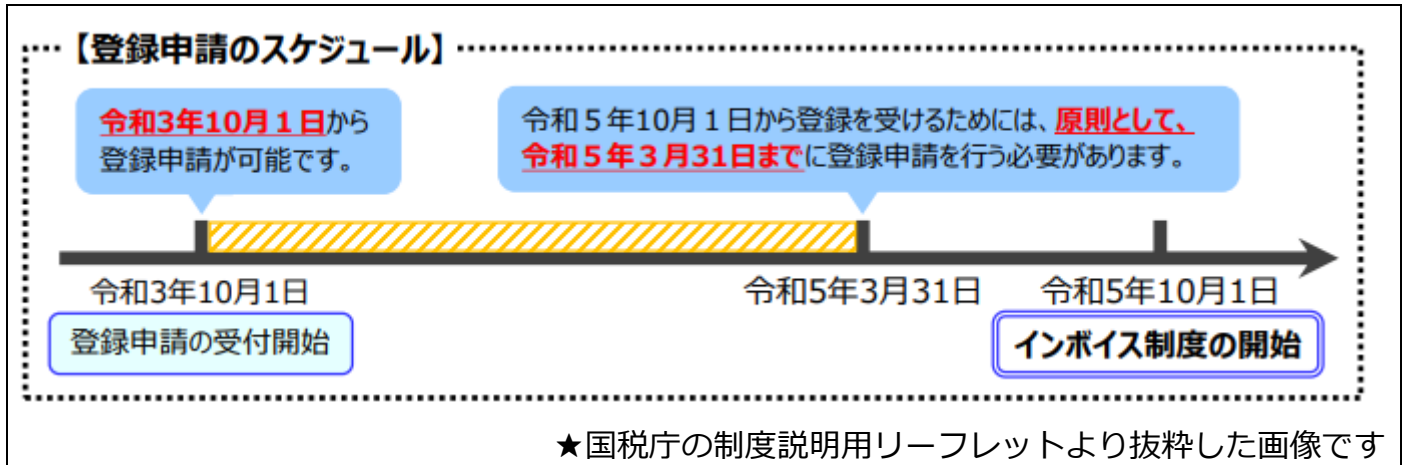
事業所	(事業所名)	(参加者氏名)	業種
所在地			
連絡先	(電話)	(FAX)	
	(MAIL)		
消費税申告情報	課税事業者（一般） ・ 課税事業者（免税） ・ 免税事業者 ・ 不明		
インボイスの届出状況	登録済 ・ 申請中 ・ 今後申請予定 ・ 申請の予定はない ・ わからない		

（問い合わせ先） 磐田市商工会 担当：三ツ谷

電話：0538-36-9600 FAX：0538-35-4859 MAIL：kousuke.m@sci-iwata.or.jp

適格請求書（インボイス）とは・・・

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータを行います。インボイスを登録申請するまでのスケジュールは、以下の図をご覧ください。



<売手側の対応>

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。なお、今回のセミナー対象者の皆様のように、不特定多数の方に対して販売等を行う小売業等に係る取引については、インボイスに代えて、一定の記載事項が省略された適格簡易請求書（いわゆる簡易インボイス）を交付することができます。

★下のレシート例は、適格簡易領収証で作成しています。

〇〇ケーキ店 TEL 03-XXXX-XXXX 登録番号：T0123...	
20XX年04月01日(土) 17:45	
ケーキ *	1点 510円
シュークリーム *	1点 167円
キャンドル	1点 100円

8%対象計	677円
外税額	54円
10%対象計	100円
外税額	10円
合計	841円
お預り	1,000円
お釣り	159円
*印は軽減対象	

★制度が開始されインボイスの登録を行うと、左の領収証のように①～⑤を記載したレシートを発行することが求められます。

- ①登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等

★特に、飲食店、小売店は、免税事業者であっても、インボイス制度の登録を検討する必要があるかもしれません。なお、登録は税務署への申請が必要です。

<買手側の対応>

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

このチラシに掲載されていることは、インボイス制度について網羅したものではありません。詳しいことは、所轄税務署または磐田市商工会（電話0538-36-9600）までお問い合わせください。